

平成19年6月12日（火）

○議長（中上良隆君）順番14、9番 上田君。

〔9番（上田良治君）登壇〕

○9番（上田良治君）通告に従い一般質問を行います。今回の私の質問は2点であります。

まず、定住促進対策についてお尋ねをします。本市の人口は、現在6万9,490人であり、世帯数は2万5,448世帯であります。本市については、気候は温暖で、梅雨や台風時には結構雨が多いものの、年間を通じて天候が多く、北に和泉山脈、南に紀伊山地の山々が連なり、紀の川が東から西に流れ、水と空気がおいしく、夜は星がきれいな緑多い自然四季の景観に恵まれた地域であり、昭和50年代初めから大都市圏への利便性を生かした住宅開発を進め、人口増加を図ってきたが、本市の大規模住宅開発はペースダウンをしています。

近年、少子化や地域内雇用の減少、さらに市民サービスなどの低下により、住民が利便性の高い自治体や地域を求めて転出していくことで、今後とも人口が著しく減少していくことは明らかであります。市の最重要施策である企業誘致による地元で就職し、定着できるというプロジェクトも進められておりますが、それにあわせて市外の人を市の独自の施策をもって人口減少に歯どめをかけられる市単の施策をしていかなければなりません。まず、何といたっても橋本市に住んでよかった、生まれてよかったとだれもが言える施策を打ち出すことが重要です。そして、越してきてよかったと言ってもらえる施策展開を進めていくことが必要であると思えます。

調べてみますと、自治体によっては市外から定住を促進するため、その必要な奨励金を交付し、人口増の強化を促す施策として効果を上げています。暮らすなら橋本市へ、家を建

てるなら橋本市へ、子どもを育てるなら橋本市へと全国展開していくお考えはあるのですか。財政が緊迫していることは重々わかっています。以下の質問をいたします。

まず最初に、1、当市の行政サービスの中で、他市に唯一誇りを持てるサービスを挙げてください。

2、市外に居住されている方が、当市に定住を目的として住宅を取得され、居住を始められた場合、奨励金を交付してはいかがでしょうか。

3、当市に立地されている企業が、自社で雇用され市外に居住している従業員の方に対し、当市に住宅を取得され、居住を始められた場合、奨励金を交付してはいかがでしょうか。

4、市外に居住されている方が、当市に定住を目的として空き家を取得され、居住を始められた場合、リフォーム奨励金を交付してはいかがでしょうか。

次に、救急事業についてということで、消防庁によると、救急出動件数は人口減少に反比例して年々増加していると発表しています。その中で救急性がないのに出動を要請するケースも増え、本当に救急性のある傷病者への対応に支障が出かねない状況であるので、適正な救急車の利用を呼びかけています。当市の救急出動件数は、平成15年度中に1,724件の救急出動、16年度中では1,865件、17年度中で1,996件、18年度中は1,866件で、17年度と比較して18年度は130件減少しましたが、全体的に見て増加傾向にあります。また、18年度中の程度別搬送人員を見てみますと、圧倒的に多いのが軽症で968人。これは入院を要しないもの、53%であります。次に中等症で659人。これは病状の程度が重症または軽症以外のもの

ので36%。次に重症、184人。3週間以上の入院加療を必要とするもの、これは10%。そして死亡が27人、1%となっています。

出動要請の中には、かすり傷程度のものや他の交通機関を利用できる人など、救急車の必要がないと思われる安易な要請が目立っております。ひどいものになると、何も症状がないのに、とにかく救急車を呼びつけるのが趣味のような人もいます。また、実際どうせ無料で来てくれるのだから、ちょっとした病気などでも遠慮なく救急車を呼ぼうとか、かかりつけの病院が休み、救急車だと優先的に見てくれる、交通手段がないからなどの理由で119番する事例もあるそうです。

救急車は、けがや急病などで救急に病院に転送しなければいけない方のためのもので、救急性がないのに救急車を要請すると本当に救急車を必要とするときに救急車の到着が遅れ、救える命が救えなくなる可能性があります。中でも1分1秒を争う心臓病患者などにとっては、救急車を過剰利用されることにより、生死を左右する大変深刻な問題であるので、以下の質問をいたします。

1番、緊急性のない救急車利用が救急件数の増大に拍車をかけ、本来あるべき救急業務に支障が生じているが、現況をお聞かせください。

2番、救急業務の緊急性・公共性が市民に十分理解されているとはいいがたい状況である。対策等があればお聞かせください。

3番、119番通報の急増に対応するため、救急隊員が現場で救急搬送の必要のない患者を選別するトリアージ（患者の選択）制度導入について、いかがお考えであるのかお聞かせください。

4番、日本では救急車は完全無料ですが、無料であるということにはいろいろ問題が潜んでいる。不急不要な救急要請への抑制力と

しての有料化について、いかがお考えでありますか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中上良隆君）9番 上田君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上田議員の質問で、特に定住促進を図ることについてのご質問にお答えをいたしてまいりたいと思います。

地方分権が進む中、地方財政は一層厳しさを増しており、本市の持続的発展を図るためには、人口減少社会の新しい時代に沿った集約型の都市構造への再編、京奈和自動車道などの高規格道路、幹線道路の整備効果や本市独特の地域資源を生かした産業の振興と雇用の場の確保など、若者の定住化を促進し活力あるまちづくりを推進することが大きな課題となっております。こうした状況のもと、企業誘致をはじめ、花と緑のリサイクル事業、防災行政無線整備などの防災関連事業、やどり青少年旅行村整備などの観光交流振興事業、幼保一元化施設整備などの子育て支援事業などを効果的に実施し、元気なまち橋本市の創出に積極的に取り組んでおるところでございます。

議員おただしの本市の行政サービスの中で誇りを持てるサービスについてでございますが、厳しい財政状況ではございますけれども、すべてのサービスにおいて最善を尽くしておると考えてございます。特に子育て支援につきましては、平成17年度に国の構造改革特区の認定を受け、幼保子育て特区として幼保一元化施設が開設され、延長保育、一時保育、地域子育て支援センター、病後児保育などの新たな支援事業を導入するとともに、その他にも児童相談事業、障害児保育事業などの多

くの子育て支援事業を展開し、子どもたちが健やかに育つことのできる環境整備を進めておるところであります。

次に、定住を目的として住宅を取得された場合の奨励金及び4点目のリフォーム奨励金についてでございますが、他の自治体でこうした奨励金を支給し、住宅の建設促進や取得の増加を図っている例もございますが、過去の住宅施策との整合性、財政状況の悪化に加え、個人施策であることなどから、本市での実施については現在のところ非常に難しいと考えております。

次に、本市に立地されている企業の従業員が住宅を取得、居住を始めた場合の奨励金の交付についてですが、現在、企業誘致については、県、市においても雇用奨励金、立地促進奨励金などの優遇制度を設け誘致活動を行っているところであります。今後、誘致企業に対する優遇制度の拡充の検討にあわせ、上田議員のご提案の制度につきましても、今後、財政の見通しが立ってまいりますと、十分研究し、前向きに対処してまいりたいと考えておるところであります。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたします。

○議長（中上良隆君）消防長。

〔消防長（大西洋二君）登壇〕

○消防長（大西洋二君）上田議員のご質問にお答えいたします。

まず、消防法第2条第9項に、救急業務とはということで載っております。災害により生じた事故、もしくは屋外、もしくは公衆の出入りする場所において生じた事故、または政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故による傷病者を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要がある者を救急隊によって医療機関へ搬送することであり、この消防法により救急業務を実施してお

りますが、まず1点目のご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、平成18年中の救急出動件数は1,866件で、1日平均1.11件でございます。これを程度別で見ますと、出動件数の過半数の968名は、幸いにも医師によって入院を要しないと診察された軽症でありました。傷病の程度につきましては、医師の判断するところでありまして、救急要請があれば消防機関として搬送拒否ができないのが現状であります。夜間や休日のときで救急事案が重複したとき、市外への救急搬送で時間がかかる場合は、他の救急出動や火災などの災害に備えて非番員を招集し対応しております。

2点目のご質問にお答えします。市民の皆さまには、毎年実施している9月9日の救急の日と救急週間や、市の広報、救急講習会、庁舎見学などの機会には「正しい救急車の利用について」の周知を図っておりますが、今後とも広報活動を通じ、市民の皆さまにご理解をいただけるよう努力してまいりたいと思っております。また、救急業務とは別に医療機関の紹介を消防署でも実施しております。平成18年中には救急件数の1.4倍である2,625件のお医者さんの紹介を行いました。

3点目のご質問にお答えいたします。一般的なトリアージ制度は、大事故災害において多数の死傷者や病人が発生した現場で、医師や救急隊が重症度に応じて病院に搬送する人の優先順位を選別する行為であり、当消防本部にあっても有事に備え日々訓練を実施しているところであります。

議員お伺いの救急現場でのトリアージの制度導入につきましては、東京消防庁が現在施行中であり、救急隊員が現場で患者から症状を聞き、年齢や呼吸、意識などをチェックし、緊急性が低いと判断した場合、医師の指示や患者の同意を得て民間搬送業者などを紹介す

るシステムであり、来年3月から本格運用される計画であります。また同時に、医師や看護師が24時間対応で、救急車の必要性のほか、応急処置の指示や休日当番医を紹介する救急相談センターが開設されております。

本市消防におきましては、現行どおり救急要請があれば速やかに現場に駆けつけ、傷病者の緊急性の高低に関係なく最寄りの病院に搬送すべきと考えます。ただし、将来周辺において複数の病院、相談員、救急車以外の搬送の手段が確保されれば、現場到着時のトリアージ制度が運用できるものと考えております。

続きまして、4点目のご質問にお答えいたします。事故や災害から市民の生命や身体を保護することや、緊急を要する事態での人命の救護、救急活動は、関係法令で規定しているように、地方公共団体の基本的な責務であります。有料化を図ることは、お金を払うのだからといった意識によって、これまで以上の救急需要の増大や、搬送時の横暴な言動等のトラブルなどの各種の問題が出るおそれもあります。本来救急車が必要な事案についての要請を躊躇させるおそれが生じる等の法的・社会的背景などから、今のところ有料化は考えておりません。なお、有料化につきましては、今後の救急業務の全国的な課題でもあるということを確認しております。

以上、ご理解のほどよろしく願いいたします。

申しわけございません。説明の内容の中で、平成18年中の救急出動件数は1,866件で、1日平均1.11と言ったかもわかりません。平均5.11です。訂正よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君、再質問ありますか。

9番 上田君。

○9番（上田良治君）定住促進対策についてお答えいただきました。ありがとうございます。

1番、行政サービスで他市に誇りを持てるものを挙げてくださいということで、いろいろと多岐にわたる行政サービスを、国の特区であるとか緑と花の事業、そういったものを例を挙げてお答えをいただいたわけですが、他市に誇れる、日本一とは言わなくても、橋本市に越したいなというような何か誇れるような行政サービス、そういった施策がないのかなど。今後、そういうことをしていかんと、いろんな自治体がサービス、あるいはうちへおいでよという、そういったいらっしやいプランなるものを打ち上げて、人を誘致して、こういう過当競争の中において、財政も厳しいのはよくわかるんですが、そういった他市に誇れる何かをこれからは1点に絞って今後は取り組んでいただきたいなど、かように思うわけであります。だから、財政が厳しいので、いろいろと行政サービスというものを切り詰めて低下していくと、住民はどんどんよそのサービスのええ自治体に越していってしまうという、そういった危険性が今あるので、特にそういったことについては今後とも検討していただいて取り組んでいただきたいと思うんです。

財政難であるんですが、お金が要らんことも考えながらやっていかないかんということで、いろいろと考えてみると、こういったことも申し上げたいんですが、南海との話し合いで、あやの台やら南海の住宅で建てて住んでいただく人は、1年間南海電車をただにするよとか、それとかいろいろと橋本市で塩漬の土地があるわけやな。そういったところを霊園にして、今度は橋本市に骨を埋めてくださいよと、墓をこっちで段取りします、そういったことも今度施策として取り上げるこ

とはできんのかな。そういったことも例に挙げながら、ちょっと無茶なことです、そういう意気込みはないのか、再度お伺いします。

○議長（中上良隆君）理事。

○理事（塚本 基君）上田議員、先ほど言われました南海電車ただの話でございますけれども、私も以前、総務部長の折ですけれども、南海電車ただの話を住宅の開発部長にしたことがございます。私のときは特急りんかんががらがらで走つとるのに、あやの台に住む人については、ここ10年ぐらい、ただで乗せたらだないよと、そういうふうな電鉄の付加価値をつけて、役所にしても固定資産税の減免等々を考えるべきものを考えさせて、お互いに住宅開発に向けて進めていこうというふうなことで協議させていただいたこともあります。

それに加えて、東京の近郊では老人向けにゴルフ場の会員権をつけて売り出しておるところもございまして、それから今はやりのレクリエーション農園をつけて売り出しておるといふようなこともございまして、南海電車にもそういうふうな話もさせていただいたこともあります。半分は乗ってきていただいたように思ってたんですけども、途中で中座したままになっております。

それから、市長が企業誘致を言われる以前の話でございますので、定借の話も南海電車と協議したこともありまして、固定資産税減免をしますと、その減免程度によるんですけども、それによって住民税が増えると。その後、何年か後には固定資産税も増えていくというふうなことでしたわけですけども、それも中座というふうな形になっております。今後、それもいろんな面で企業誘致も含めて進めていくべきものでございますけれども、残された住宅の土地につきましても、何か市としての施策を考えていくべきであろうというふ

うに思いますので、南海だけではないんですけども、継続して大規模開発の会社と協議していきたいなというふうには考えております。以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。だから、どこもそういった人口が減少している中において、いろいろといらっしやいプランというものを立ち上げてやっているということなので、当市といたしましても、今後、そういったことには本当に一生懸命に取り組んでいただきたい。かように申し上げておきます。

そして、2番、3番、4番と、奨励金を交付していただけないかということでおただしをしたんですが、どれもこれも現在、財政が厳しいので難しいというお答えをいただいたんですが、いろいろとサービスを低下したり人を呼び込むというには財源が要すると思うんですね。財政難であるから手をこまねいては寂れるばかりやと思うんですよ。それで、今回も企業誘致というのを立ち上げて、11月頃から本格的にされるということで、人口定着促進につなげていくということなんです。和歌山県としても企業誘致を促進するために企業立地促進奨励金、あるいは雇用奨励金を合わせて最高100億円に引き上げて、税の確保と人口増や雇用、そういったものを安定させるために、今回、施策を打ち出してきておるわけですね。最高100億円、これを段取りしておるといふことで。

そういったことで、私としては今度、県の方向とともに、あわせて市単の奨励金を今後出すことによって、ますます魅力を生み出せるんじゃないのかなということ今回提案させていただいたんですね。そういった中で、市街地開発というものも土地区画整理地区への空洞化もますます進んでおるといふことで、

農山村地域の過疎化も問題になっておるんですが、今後、企業誘致との総合性で、企業誘致の兆しを今度は明るくしていくために、府県間道路の進捗状況等もあるんですが、そういったことが今後ますます明るみに出たときに、市単の施策として、あわせて県と同時に進行することによって、今回進めておられますプロジェクトがますます成功する導きの過程となっているんじゃないかなということでおただしをしたいと思うんですが、そういったことで期間も切ったらいいと思うんです。ずっとしていくと財源も要るしね。期間限定で、そしてこの奨励金に関しましては返還規定もきっちり明確にした上で、期間限定の返還規定もあるんだよということを出してやられたら効果がますますあると思いますので、そういうことについてどういったお考えをお持ちであるのか、再度お伺いします。

○議長（中上良隆君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）上田議員の再質問にお答えしたいと思います。

本当に適切なお意見を多く承っておるわけでありまして、例えば1世帯があやの台へ入っていただくということになってまいりますと、固定資産税等を含めた市税が平均30万円台、それだけはいただけるものと私は思っておるわけでありまして、そういうことで、20万円の方もおるでしょうけれども、平均してかなりあるわけでありまして、なかなか今、私としては段階的に企業の固定資産税の減免であるとか、あるいは奨励金、市としても動くわけでございますし、一番の難関は水の対価の問題、これにも相当頭を痛めておるわけでありまして。そういう大きい問題がメジロ押しにあるわけでございますので、まだそこまで上田議員の意見にそぐう段階までは到達してないのが事実であります。

もう一つ考えておりますのは、例えば決定はしてございませんけれども、やがて小・中一貫校をあやの台へどんと建てると。そういうことになりますと、これはまた大きな変わり方、ムーミン谷もはたにある。これは教育委員会の所管でありますけれども、例えばの話を申し上げておるんで。しっかりとした大きな基盤、そういうことを私は当面は優先しなければならぬのではないかなと。そういうこともあれやこれや考えておるわけで。

さて、小・中一貫校が、これは南海建て替え施工で入っていただかないかんとというようなこともどんどん入ってくるわけで、そういう協議はまだしてございません。いつになるかは、しかし、やがて早いか遅いか適切な時期に、それは早期にしていくことがベターではないかなと。これも一にも二にもすばらしい企業が、数百人というようなものが一つばつと県がご決定いただければ、隅田全体の模様が、これはさま変わりしてくると思うんです。それを見通して少し時間をいただきたいと思っております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）あやの台に小・中一貫校ということで、大プロジェクトを今言っていたいたんですが、これは隅田小学校を廃校にしてするんですか。その辺どないされるんかな。あやの台の行く末は人口がますます減るでしょうね。そういったことで、今後ともこういったことをどしどし橋本市へ引っ越したらすばらしいよと思えるような施策、プロジェクトを打ち出していきたいと申し上げまして終わりたいと思っております。

2番の救急業務事業についてなんですが、答弁をいただきました。この中で救急業務においても緊急性のない救急車の利用が年々増えておるということで、当市も例外じゃないということでご説明いただきまして、幾つか

の対策というものもお聞かせさせていただいたんですが、救急車の過剰利用が増えることについてなんですが、これは本当に救急車を必要としている方にとっては生死を左右する行為であるということで、多くの命が今後失われる可能性があるということで、救急車の119番通報過剰利用者、だいたいされる方は常習者の方が多いということでよくお聞きするんですよ。だから、そういった方に対して個別に対応を説明していただきたいと思うんですね。

それと、あと一つ問題は、ひとり暮らしのお年寄りの方が年々増加することによって、相談する相手もないということで、病気になってしんどなったら救急車をすぐ通報する、そういった現況もあるんで、そういった対策はどうおとりになっているのか、おたのしいたします。

○議長（中上良隆君）消防本部次長。

〔消防本部次長（森 正克君）登壇〕

○消防本部次長（森 正克君）まず、1点目の常習者といいますか、既往症を持っておったりして再々救急車を要請される場合もあります。そういう方については、もう何回かになると家族のほうに了解を得るなり、再度病名とかを説明していただいたりして、どうしても搬送手段がないと言われれば出動しております。それと、ひとり暮らし、特に高齢者の方、あるいは夫婦の高齢者の方、搬送の手段がないという方についても通報時点で出動しております。

以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）ありがとうございます。今後ともそういった活動をよろしく願います。

次の3番なんですが、トリアージということで制度導入についておたのしいたします

が、これはトリアージというのはフランス語で「選別」という言語でございまして、救える命も救えなくなるとして、総務省の消防庁は適用基準のため、たたき台をつくるために東京だけではなくして札幌、仙台、横浜、4市で運用実験を進めていただいておりますということで、いろいろとトリアージに対しましてはメリット、デメリットがあるのも事実でございまして、だいたいこれは大事故の場合にトリアージを導入されているところが多いので、最近の大事故では、2005年の4月のJR福知山線脱線事故で初めて大規模に実地されて、その効果を上げておるわけなんですが、トリアージにはまた選別を誤ってしまうリスクを懸念しておるということもあって、京都市の消防局では、独自に通報内容と現場到着時の容態の違いを調査しまして、意識ありの通報で現場到着したときに重症であったという、そういった救急隊員の出動したときと到着時の患者の意識の違いを調べた結果、0.9%ほどあったということで、100人に1人でもそういった誤る可能性がある限り、導入は難しいということで指摘しておるんですが、当消防署独自のこういった第1回目の通報を受けて現場に到着して、患者さんの容態の違いというものを独自に調査データがございましたらお教え願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）消防本部次長。

○消防本部次長（森 正克君）現場でのトリアージを使うようなデータとかはないんですが、一応軽症、中症、重症とか、そういう区別は病院の収容してからのデータになるんですが、即救急隊が現場に着いて、そのときの現場においてのデータというのはとっておりません。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）現場において、まだ調査データがないということで、ありがとうご

ざいます。わかりました。

それと、一つおただししておきたいことは、これはまず最初に救急車の要請があるときに、患者さん、また家族の方から自宅に近づいたらサイレンを消してよと、そういう要請もあるみたいですね。この要請に対しては当消防署も、サービスと言ったらおかしいか、こたえているのが現状ということで、重病患者だとか交通事故の場合は、ほとんどと言っているほど現場までサイレンを鳴らして救急活動を行っているわけなんですけど、そういったことで、サイレンを途中でとめてくれと指摘があった場合は、最初から軽症と判断されているのか、その辺のところをおただし願いたいと思います。

○議長（中上良隆君）消防本部次長。

○消防本部次長（森 正克君）今おただしの確かに通報時点でサイレンをとめてきてほしいというような場合もよくあります。しかし、緊急車ですので、道路交通法により赤色灯とサイレンは、必ずこれはもし万が一交通事故等に遭えば、こちら緊急車のほうが負けるといふか、こっちの原因になりますので、現場付近においては近辺の住民の人にも、特に夜間などにおいてはあまり迷惑になつたらいけませんので、近辺ぐらいについてはとめる場合もありますが、ほとんどといふか全部近辺までは鳴らして出動しております。

以上です。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）軽症の場合においてはサイレンをとめるということですね。

○議長（中上良隆君）消防本部次長。

○消防本部次長（森 正克君）軽症の場合でも何でも救急出動については軽症や重病では区別することなく、緊急車ということですので、鳴らして、回転灯といふか赤色灯をつけて出動しております。

○議長（中上良隆君）9番 上田君。

○9番（上田良治君）はい、わかりました。

それで、4番目に移りたいんですが、救急車は日本全国お金を取っておるところは今のところないんですね。全部無料でやっておるということで、今回、私もこれを無料にしてくださいということで質問事項をしているんじゃないんで、救急車、さっきもお答えいただきましたまして、今後とも有料化は検討課題ではあるんですが、無料のままいくということで私も安心をしておるところでございます。

それで、有料化になれば多くの市民は転出しますよね。こんなところにおりたくないということで。これは定住促進対策に逆らっておるようなことであるので、申しわけないんですが、そういったことで、これだけ私は最後に要望としてお伝えをいたしまして質問を終わりたいと思います。日本以外で救急車が無料の国は意外に少ないんですね。特に多くの欧米の先進国では高額な費用を請求しております。基本料金が設定され、それに合わせて超過料金まで請求をしています。

一例なんですけど、アメリカ、サンフランシスコ、これは公営です。基本料金1回出動3万8,500円。ドイツ、フランクフルト、公営、7万3,000円。インドネシア、バリ島、公営、3,600円となっておりますね。日本でも救急車出動1回につき、だいたい約4万5,000円の費用がかかっておるんです。これらすべて税金で賄われていることはぜひ知っていただきたいと思うんですね。また知らせていただきたいとも思います。一部の人間ですが、ただならば自分の都合のいいように利用してやろうという卑しい人がいるのも事実です。本当に救急車を必要としている人にとっては迷惑この上ないものであるんです。すぐれた救急隊員や高価な救急車は無限ではないと思うんです。限られた医療支援を有効利用するため

に、義務者側と権利者側の溝を徹底的に話し
合い、だれもが安心・安全のできる救急業務
に今後とも努めていただきますようお願いを
申し上げます、私の一般質問を終わりたい

と思います。ありがとうございました。

○議長(中上良隆君) これをもって、9番 上
田君の一般質問は終わりました。